

マイナンバーカード 土曜窓口を開設します

日時＝7月11日(土) 9時～12時30分

場所＝市民課(110番窓口)

取扱業務＝

◆「マイナンバーカード」の申請

【必要なもの】

通知カード(お持ちの人のみ、回収します)・住民基本台帳カード(以前申請し持っている人のみ、回収します)・写真※・本人確認書類※

◆「マイナンバーカード」の交付(既に申請し、交付通知書が届いた人のみ)

【必要なもの】

交付通知書(ハガキ)・通知カード(お持ちの人のみ、回収します)・住民基本台帳カード(以前申請し持っている人のみ、回収します)・本人確認書類※

◆市役所で保管している「マイナンバーカード」の受け取り

【必要なもの】

本人確認書類※

◆「マイナンバーカード」の更新

【必要なもの】

有効期限通知書、マイナンバーカード、写真※

◆「電子証明書」の更新

【必要なもの】

有効期限通知書、マイナンバーカード、現在設定済みの暗証番号、本人確認書類※(現在設定済みの暗証番号が分からない人のみ)

◆マイナポイント予約(マイキーID設定)の支援

【必要なもの】

マイナンバーカード、現在設定済みの暗証番号
※写真は、縦4.5cm×横3.5cm、申請前6ヵ月以内に撮影した正面・無帽・無背景のもの。市民課で無料撮影もします。

※本人確認書類は、運転免許証・パスポート・在留カードなど顔写真付の公的な身分証明書のうち1点、これらをお持ちでない人は、健康保険証・年金手帳・医療受給者証等のうち2点になります。以上のものをお持ちでない場合は、事前にお問い合わせください。

※必ずご本人様がお来庁ください。それ以外の場合は事前にお問い合わせください。なお、15歳未満の人や成年被後見人はその法定代理人の同行と本人確認書類も必要です。

問合せ＝市民課(☎85-4581)

(土・日曜、祝日を除く8時30分～17時15分)

※次回は8月29日(土)を予定しています。

コンビニ交付の証明発行・戸籍 利用登録申請の停止について

システムメンテナンスのため、ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

日時＝7月15日(水) 終日

停止するもの＝コンビニでマイナンバーカードを使って発行する証明書

※住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍の全部・個人事項証明書(謄・抄本)、戸籍の附票、課税(非課税)証明書、所得証明書

※コンビニにおける住所が大和郡山市以外、本籍が大和郡山市の人の戸籍利用登録申請

問合せ＝市民課(内線311～314)・税務課 庶務係(内線272)

マイナンバー通知カード 廃止のお知らせ

令和2年5月25日に、マイナンバー通知カードが廃止されました。廃止後は、通知カードの取り扱いが変わりますので、ご注意ください。

◆通知カードとは

通知カードとは、みなさんにマイナンバーを通知するもので、平成27年10月以降、住民票を有するすべての住民に対して簡易書留によって郵送されました。

◆通知カード廃止後の取り扱い

廃止後は、以下の手続きができなくなります。

- ・名前、住所などの変更が生じたときに記載の変更ができなくなります。
- ・通知カードの交付・再交付ができなくなります。

◆令和2年5月25日以降のマイナンバーの通知方法

出生等で新たにマイナンバーが付番された人への通知は、個人番号通知書によって行われます。

※この個人番号通知書は、マイナンバーを証明する書類として使用できません。

◆通知カード廃止後のマイナンバーを証明する書類

- ・マイナンバーカード(申請から取得に1ヵ月半～2ヵ月程度かかります)
- ・マイナンバー入りの住民票及び記載事項証明書(請求者及び同一世帯員が申請の場合は即日取得が可能です。また、申請時に運転免許証などの本人確認書類が必要です。)
- ・通知カード(通知カードの記載内容が住民票と同一の場合のみ)

問合せ＝市民課(内線316)